

「あいち女性輝きカンパニー」優良企業表彰要領

第1 趣 旨

この表彰は、女性の活躍に向けた取組をより積極的に推進し、他の模範となる企業を表彰することにより、女性の活躍についての取組手法、効果等を対外的に発信し、県内企業における一層の女性の活躍促進を図ることを目的とする。

第2 実施主体

表彰の実施主体は、愛知県とする。

第3 対 象

表彰を受けることのできる企業は、「あいち女性輝きカンパニー」として認証されている企業（公益・一般財団法人、公益・一般社団法人等含む）であって、次の要件をすべて満たす企業とする。

- (1) 女性の採用拡大、職域拡大、管理職登用など女性の活躍に向けた取組を積極的に推進し、他の模範となる優れた成果を挙げていること。
- (2) 応募又は推薦時点において育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の義務規定違反がなく、その他労働関係法令に係る重大な違反に問われていないこと。

第4 区 分

表彰の区分は、次のとおりとする。

(1) 優秀賞

総合的に取組が優れており、他の模範となるもの。

ア 301人以上の部（常時雇用する労働者の数が301人以上の企業）

イ 300人以下・一般の部（常時雇用する労働者の数が300人以下の企業）

ウ 300人以下・建設業の部（常時雇用する労働者の数が300人以下の企業）

エ 300人以下・製造業の部（常時雇用する労働者の数が300人以下の企業）

(2) 奨励賞

優秀賞の選外企業のうち、常時雇用する労働者の数が50人以下程度で、特定の取組が特に優れており、奨励されるべきもの。

第5 募 集

表彰企業の募集は、自己推薦又は市町村、愛知県経営者協会、一般社団法人中部経済連合会、愛知県商工会議所連合会及び愛知県中小企業団体中央会などの団体推薦又は「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」からの推薦による公募で行う。

ただし、過去にこの表彰を受けたことがある企業は、応募すること、及び推薦を受けることはできないこととする。

- 2 応募する企業及び推薦する団体は「あいち女性輝きカンパニー」優良企業表彰応募（推薦）書（様式1）を愛知県知事に提出する。

第6 表彰企業の決定

知事は、第5により応募又は推薦のあった企業の中から、別に定める選考委員会による選考等を経て、表彰企業を決定する。

第7 表彰方法

表彰は、愛知県知事が行う。

- 2 表彰は、賞状を贈呈して行う。

第8 表彰事務

表彰に関する事務は、県民文化局男女共同参画推進課が行う。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。